

島教指第590号

令和2年8月7日

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育委員会教育長

(教 育 指 導 課)

公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり令和2年7月31日付け2文科初第670号にて文部科学省初等中等教育局から通知があり、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。

携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日付け島教義第1251号「公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）」で通知していますが、今回の文部科学省通知では、中学校においては、「原則禁止または一定の条件を満たした上で学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。」とされました。県内での児童生徒の通学状況や、現行の指導方針の徹底が図られていることなどを鑑み、県教育委員会としての基本方針は当面の間引き続き、公立小・中・義務教育学校においては、『**学校への持込みは原則禁止。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。**』とします。

この「やむを得ない場合」とは、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）を想定しています。そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込の許可を申請させるなど、例外的に持込を認めることも考えられます。

なお、今回の文部科学省の通知においては学校又は教育委員会として持込みを認めることや、持込を認める際の条件についても示しておりますので、参考としてください。

市町村教育委員会におかれては、県教育委員会の方針をもとに、所管の各小・中・義務教育学校が児童生徒に対して、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について主体的に取り組むよう、ご指導をお願いします。

島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室

TEL 0852-22-6065 FAX 0852-22-6265

島教指第590号

令和2年8月7日

各県立高等学校長 様

教育委員会教育長
(教育指導課)

公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり令和2年7月31日付け2文科初第670号にて文部科学省初等中等教育局から通知があり、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。

携帯電話は、学校における教育活動（教育活動を目的としたICT機器の持込みの場合は除く）に直接関係のない物であることから、学校内での生徒による携帯電話の使用を制限する必要があります。

携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日付け島教義第1251号「公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）」で通知していますが、今回の文部科学省通知内容や、現行の指導方針の徹底が図られていることなどを鑑み、県教育委員会としての基本方針は引き続き、**『始業時から終業時まで学校における使用は原則禁止』**とします。

貴校におかれては、県教育委員会の方針をもとに、生徒に対して学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について積極的に取り組んでいただくようお願いします。

教育指導課子ども安全支援室

TEL 0852-22-6065 FAX 0852-22-6265

島教指第590号

令和2年8月7日

各特別支援学校長 様

教育委員会教育長
(教育指導課)

公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり令和2年7月31日付け2文科初第670号にて文部科学省初等中等教育局から通知があり、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。

携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日付け島教義第1251号「公立学校における携帯電話の取扱いに関する方針について（通知）」で通知していましたが、特別支援学校においては、従来児童生徒や保護者のほか、学校としても、児童生徒の障がいへの対応等の観点から、携帯電話の必要性が高く、また通学区域も各児童生徒で異なり、その距離や時間も様々であると有識者会議で示されました。有識者会議での見解や県内の特別支援学校での状況を鑑み、県教育委員会としての基本方針は、特別支援学校においては、『**学校及び地域の実情を踏まえて各学校において判断する**』とします。

貴校におかれては、児童生徒に対して、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について積極的に取り組んでいただくようお願いします。

教育指導課子ども安全支援室

TEL 0852-22-6065 FAX 0852-22-6265